資料５

新旧対照表

沖縄県国民保護計画（令和８年度変更分）

新旧対照表

<table>
<tr><th>頁</th><th>改　正　案</th><th>現　行（平成 30 年４月）</th><th>改正案理由</th></tr>
<tr><td>前書き</td><td>1　用語の定義
<table><tr><td>利用指針</td><td>武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、事態対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。）の利用に関する指針</td></tr></table>2　法律・機関名等の略称
<table><tr><td>武力攻撃事態対処法</td><td>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</td></tr></table></td><td>1　用語の定義
<table><tr><td>利用指針</td><td>武力攻撃事態等において、対処措置等の的確かつ迅速な実施を図るため、事態対策本部長が対処基本方針に基づき定めることができる特定公共施設等（港湾施設、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波をいう。）等の利用に関する指針</td></tr></table>2　法律・機関名等の略称
<table><tr><td>武力攻撃事態対処法</td><td>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律</td></tr></table></td><td>消防庁からの指摘に係る変更（削除）

法改正に伴う変更</td></tr>
<tr><td>7</td><td>第１編第３章
【指定地方行政機関】
<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>九州厚生局沖縄事務所</td><td>1　救援に係る情報の収集及び提供</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>沖縄気象台</td><td>1　気象状況の把握及び情報の提供</td></tr></table></td><td>第１編第３章
【指定地方行政機関】
<table><tr><th>機関の名称</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>九州厚生局沖縄分室</td><td>1　救援に係る情報の収集及び提供</td></tr><tr><td>那覇航空交通管制部</td><td>1　航空機の安全確保に係る管制上の措置</td></tr><tr><td>沖縄気象台</td><td>1　気象状況の把握及び情報の提供</td></tr></table></td><td>九州厚生局・那覇空港事務所からの意見</td></tr>
</table>

資料５

<table>
<tr>
<td>7</td>
<td>第１編第３章

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

<table><tr><td>日本医師会

病院その他の医療機関</td><td>１　医療の確保</td></tr></table></td>
<td>第１編第３章

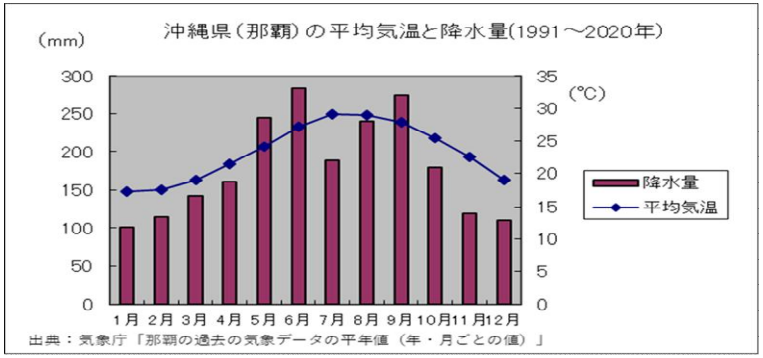
【指定公共機関及び指定地方公共機関】

<table><tr><td>（新設）

病院その他の医療機関</td><td>１　医療の確保</td></tr></table></td>
<td>指定公共機関の追加</td>
</tr>
<tr>
<td>10</td>
<td>第１編第４章　２気候

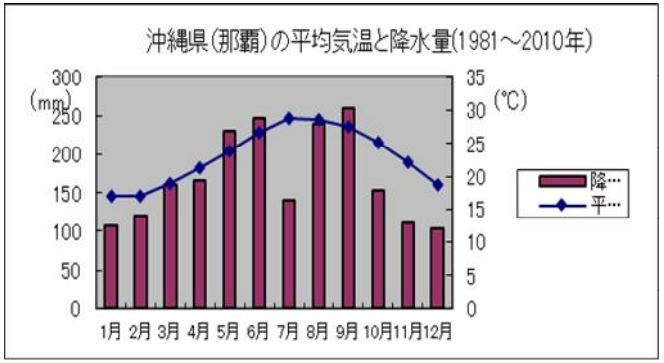
亜熱帯海洋性気候にあり、那覇の年平均気温は23.3度、年降水量は2,161.0mmで、１年を通じて温暖で雨量が多い。

また、サンゴ礁が発達し、貴重な動植物が生息・育成するなど自然環境に恵まれているが、台風の常襲地帯であり、たびたび航空機や船舶の運航に影響を及ぼすため、小さな離島では生活物資の確保に困ることがある。

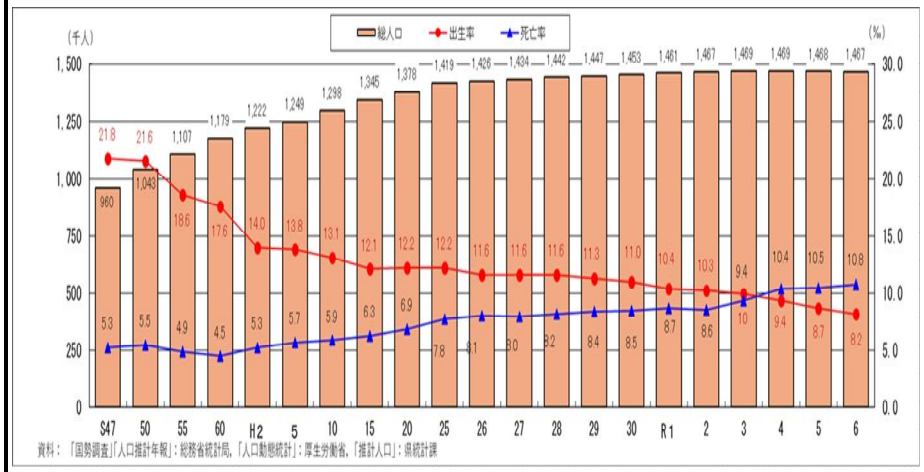
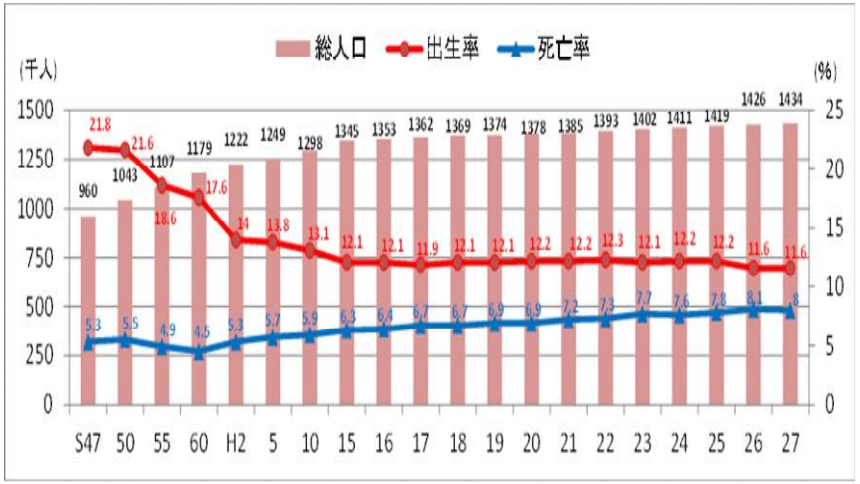

</td>
<td>第１編第４章　２気候

亜熱帯海洋性気候にあり、那覇の年平均気温は23.1度、年降水量は2,040.8mmで、１年を通じて温暖で雨量が多い。

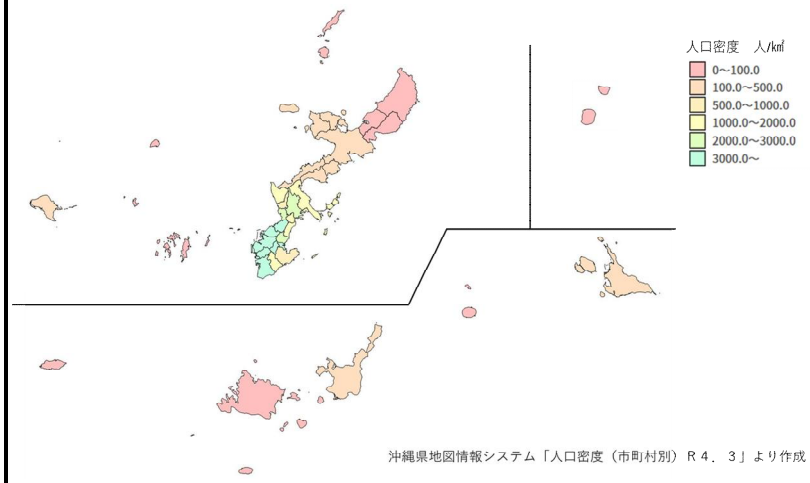
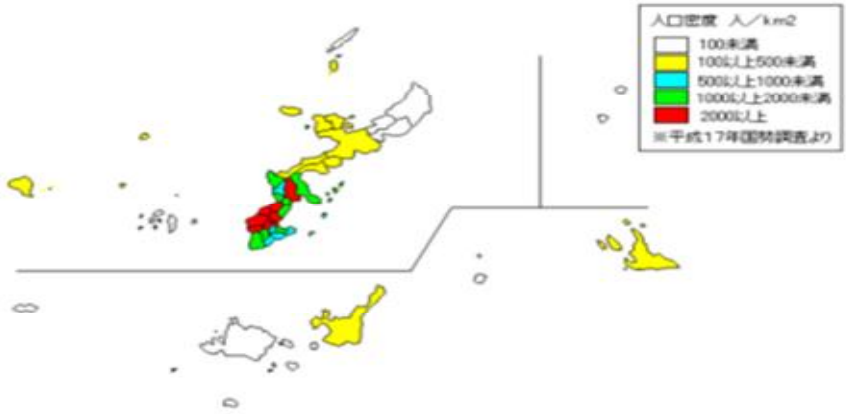
また、サンゴ礁が発達し、貴重な動植物が生息・育成するなど自然環境に恵まれているが、台風の常襲地帯であり、たびたび航空機や船舶の運航に影響を及ぼすため、小さな離島では生活物資の確保に困ることがある。


</td>
<td>情報の更新</td>
</tr>
</table>

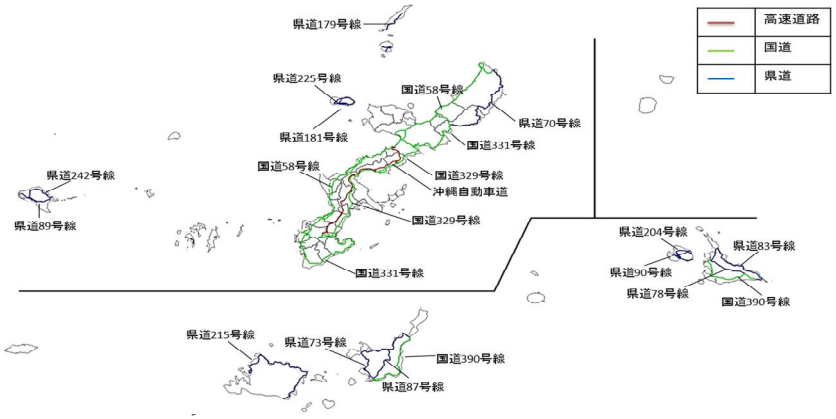
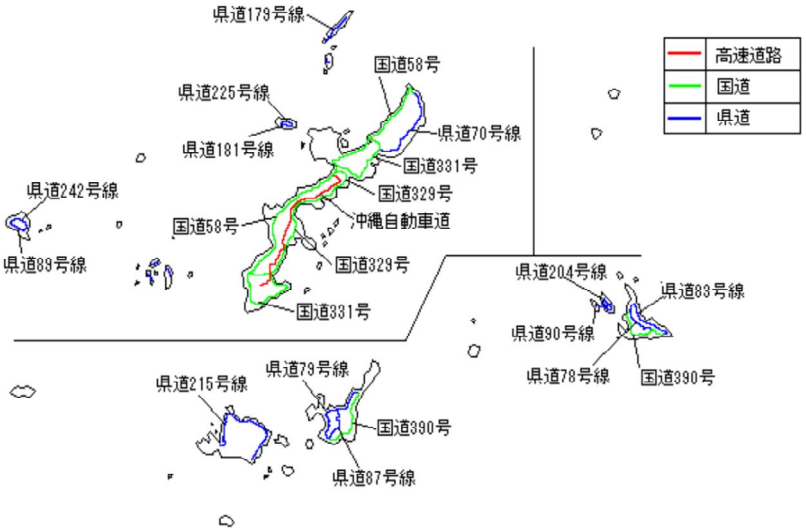
資料５

10	第１編第４章　３人口分布 人口は、約 146 万８千人（令和７年国勢調査速報）であるが、そのうち約９割が沖縄本島に居住し、特に那覇市を中心とした本島中南部に人口が集中しており、国の人口が減少する中、本県は令和２年国勢調査から微増となっている。 また、令和７年国勢調査速報によると、地域別の人口推移は本島中南部地域で一貫した増加が続き、本島北部地域ではやや増加傾向を示しているが、宮古八重山地域ではわずかに人口が減少した。 令和２年国勢調査（令和８年３月離島関係資料）による島別の老年人口（65 歳以上）割合をみると、沖縄本島を除く 38 の有人離島のうち、慶留間島、奥武島、野甫島を除く 35 島で２割を超え、そのうち大神島、池間島、来間島など 15 島では３割を超えている。。 さらに、本県には年間約 1,000 万人の観光客が訪れ、夏場の観光シーズンには観光客数が住民の数を超える地域もあり、高齢者と併せ観光客の避難等が課題である。  	第１編第４章　３人口分布 人口は、約 143 万４千人（平成 27 年国勢調査）であるが、そのうち約９割が沖縄本島に居住し、特に那覇市を中心とした本島中南部に人口が集中している。また、国の人口が減少する中、本県は人口増加を続けており、増加率は全国でもトップクラスである。 地域別の人口推移を見ると、本島中南部地域では一貫して増加を続けており、本島北部地域ではやや増加傾向を示しているが、離島地域においては石垣島など一部の島を除き減少傾向が見られる。 平成 22 年度国勢調査による市町村別及び島別の老年人口（65 歳以上）割合をみると、沖縄本島においては１市、３町、６村で２割を超え、その他の島では、39 島中、宮古島、久米島、伊江島等 26 等が２割を超えており、そのうち池間島、津堅島、粟国島等 13 島が３割を超えている。 さらに、本県には年間約 800 万人の観光客が訪れ、夏場の観光シーズンには観光客数が住民の数を超える地域もあり、高齢者と併せ観光客の避難等が課題である。  	情報の更新

資料５

11	第１編第４章３　人口分布  沖縄県地図情報システム「人口密度（市町村別）Ｒ４．３」より作成	第１編第４章３　人口分布  	情報の更新
11	第１編第４章４　道路の位置等 本県は、陸上交通のほとんどを道路に依存していることから、道路の果たす役割は大変大きい。 しかし、人口、自動車台数あたりの道路延長は全国平均の約５～６割程度と低く、なかでも、那覇都市圏（那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、西原町、南風原町）の渋滞状況は東京、大阪、名古屋などの大都市と同様の水準（平成27年度道路交通センサス）にある。	第１編第４章４　道路の位置等 本県は、陸上交通のほとんどを道路に依存していることから、道路の果たす役割は大変大きい。 しかし、人口、自動車台数あたりの道路延長は全国平均の約６割程度と低く、なかでも、那覇都市圏（那覇市、浦添市、宜野湾市、豊見城市、西原町、南風原町）の渋滞状況は東京、大阪、名古屋などの大都市と同様の水準（平成22年度道路交通センサス）にある。	土木建築部からの意見

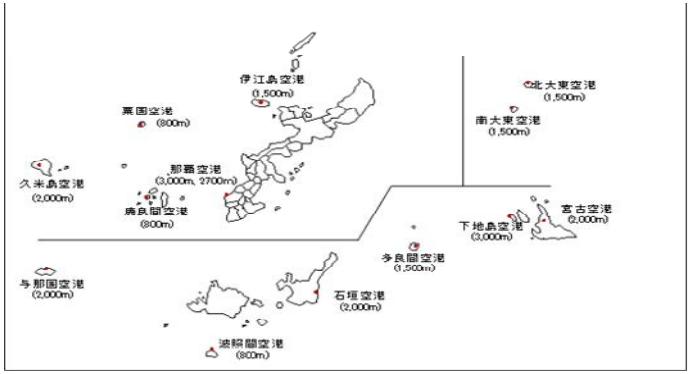
資料５

12	第１編第４章　４道路の位置等 【県内の主要道路】  沖縄県地図情報システム「沖縄県指定道路マップ（沖縄県の道路2022）」より作成	第１編第４章　４道路の位置等 【県内の主要道路】  	情報の更新

資料５

12	第１編第４章　５モノレール、空港の位置等 （１）モノレール 都市部の大量輸送機関として、沖縄都市モノレールが那覇空港駅からてだこ浦西駅までの 17ｋｍ（19 駅）を約 37 分で運行している。 車両は２両固定編成で 165 人、３両固定編成で 251 人の定員となっており、駅、車両ともにバリアフリー対応のため避難に有効であるが、那覇市及び浦添市内のみの運行のため、両市を越える避難の場合は、バス等との連絡が課題である。  出典：沖縄都市モノレール（株）「ホームページ」	第１編第４章　５モノレール、空港の位置等 （１）モノレール 都市部の大量輸送機関として、沖縄都市モノレールが那覇空港駅から首里駅までの 12.9ｋｍ（15 駅）を約 27 分で運行している。 車両は２両固定編成で、165 人の定員となっており、駅、車両ともにバリアフリー対応のため避難に有効であるが、那覇市内のみの運行のため、市町村域を越える避難の場合は、バス等との連絡が課題である  	情報の更新、土木建築部からの意見

資料５

13	第１編第４章　５モノレール、空港の位置等 （２）空港 本県には、那覇、伊江島、粟国、久米島、慶良間、宮古、下地島、多良間、石垣、波照間、与那国、北大東及び南大東の 13 の空港がある。 国際路線は、那覇からソウル（仁川）、釜山、清州、上海、香港、台北、台中、高雄、台南、バンコク（スワンナプーム、ドンムアン）、クアラルンプール、シンガポールへ 13 路線が、石垣からソウル（仁川）、香港、台北へ３路線が、下地島からソウル（仁川）、台北、台中へ３路線が、それぞれ開設されている。 県外へは、那覇から 24 路線、宮古から４路線、石垣から６路線、下地島から２路線の合計 36 路線が開設されている 県内へは、那覇から宮古、石垣など８路線、宮古から多良間、石垣へ２路線、石垣から与那国、多良間など３路線の合計 13 路線が開設されている。	第１編第４章　５モノレール、空港の位置等 （２）空港 本県には、那覇、伊江島、粟国、久米島、慶良間、宮古、下地島、多良間、新石垣、波照間、与那国、北大東及び南大東の 13 の空港がある。 国際路線は、那覇からソウル、釜山、北京、南京、上海、天津、杭州、香港、台北、台中、高雄及びバンコクへ 12 路線が開設されている。 県外へは、那覇から 23 路線、宮古から２路線、石垣から３路線、の合計 28 路線が開設されている。 県内へは、那覇から宮古、石垣など７路線、宮古から多良間、石垣へ２路線、石垣から与那国へ１路線、南大東から北大東へ１路線の合計 11 路線が開設されている。	情報の更新、企画部・文化観光スポーツ部からの意見
13	第１編第４章　５モノレール、空港の位置等 【県内空港位置図】  令和７年度土木建築部要覧より作成	第１編第４章　５モノレール、空港の位置等 【県内空港位置図】 	情報の更新

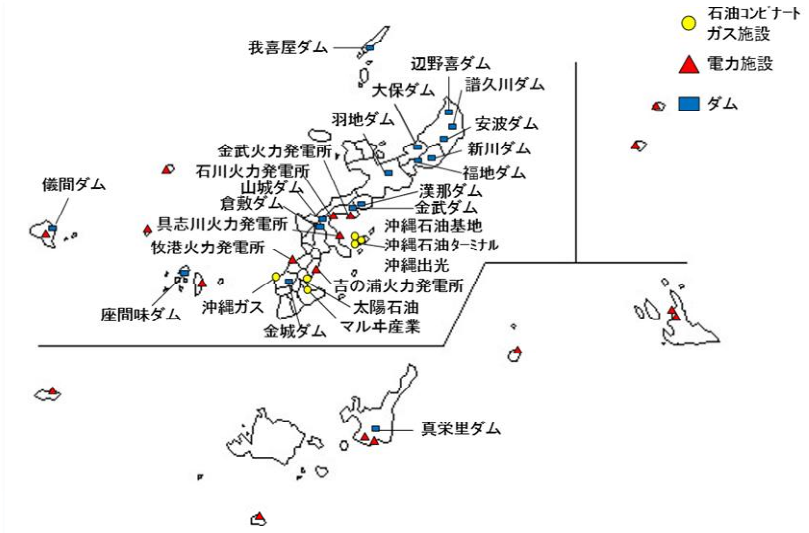
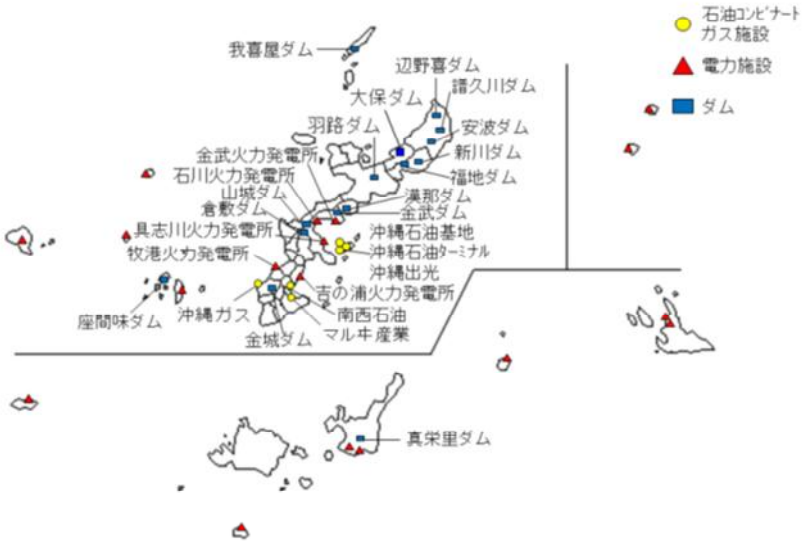
資料５

14	第１編第４章　６米軍施設等 （１）米軍施設 県下 41 市町村のうち、21 市町村にわたって 33 施設、18,668 ヘクタールの米軍基地が所在しており、県土面積の約１割を占め、我が国の米軍専用施設面積の約 70 パーセントが本県に集中している。 また、米軍施設及び区域外における県内の在日米軍等（米軍人及び軍属（家族含む））の居住者数は、約５万２千人で、日本人従業員は約９千人となっている。 （２）自衛隊施設 県下 41 市町村のうち、13 市町村にわたって 59 施設、8,125 ヘクタールの自衛隊基地が所在しており、県土面積の 0.4%を占め、特に南部地域では地域面積に対し、1.3%を占めている（令和７年１月１日現在）。 また、沖縄県における自衛官数は約８千９百人で、内訳として陸上自衛隊約４千１百人、海上自衛隊約１千２百人、航空自衛隊約３千５百人となっている（令和７年１月１日現在）。 ＜参考＞ 陸上自衛隊：那覇駐屯地（那覇市）他、36 施設。 海上自衛隊：沖縄基地隊（うるま市）他、２施設 航空自衛隊：那覇基地（那覇市）他、９施設 借上宿舎：３施設 その他：防衛装備庁次世代防衛研究所与那国海洋観測施設（与那国町）他、５施設	第１編第４章　６米軍施設等 （１）米軍施設 県下 41 市町村のうち、21 市町村にわたって 32 施設、18,822.2 ヘクタールの米軍基地が所在しており、県土面積の約１割を占め、我が国の米軍専用施設面積の約 70 パーセントが本県に集中している。 また、米軍施設及び区域外における県内の在日米軍等（米軍人及び軍属（家族含む））の居住者数は、約５万２千人で、日本人従業員は約９千人となっている。 （２）自衛隊施設 陸上自衛隊は、第 15 旅団が那覇市にあり、第 15 高射特科群は、八重瀬分屯地（八重瀬町）、南与座分屯地（糸満市及び八重瀬町）、知念分屯地（南城市）、勝連分屯地（うるま市）、白川分屯地（沖縄市及び恩納村）に駐屯し、平成 28 年３月には与那国沿岸監視隊が与那国町に編成されている。 海上自衛隊は、沖縄基地隊がうるま市にあり、第５航空群が航空自衛隊那覇基地と施設を共用している。 航空自衛隊は、第９航空団が那覇基地（那覇市）に所在し、南西航空警戒管制隊が那覇基地、与座岳分屯基地（糸満市及び八重瀬町）、久米島分屯基地（久米島町）、宮古島分屯基地（宮古島市）に所在するほか、第５高射群が那覇基地、知念分屯基地（南城市）、恩納分屯基地（金武町及び恩納村）に所在する。なお、平成 28 年１月の航空団新編により第 83 航空隊が第９航空団へと新編されている。	情報の更新、基地対策課からの意見

資料５

15	第１編第４章　６米軍施設等 【在沖米軍提供施設・区域配置図（沖縄本島及びその周辺）】  出典：「沖縄の米軍基地」令和６年３月	第１編第４章　６米軍施設等 【在沖米軍提供施設・区域配置図（沖縄本島及びその周辺）】 	情報の更新
15	第１編第４章　７その他 （１）石油コンビナート 石油コンビナートが、うるま市（沖縄石油基地株式会社、沖縄ターミナル株式会社、沖縄出光株式会社）と西原町（太陽石油株式会社）にある。 石油の貯蔵量は、沖縄石油基地株式会社が約 450 万キロリットル、沖縄ターミナル株式会社が約 175 万キロリットル、沖縄出光株式会社が約 20 万キロリットル、太陽石油株式会社が約 154 万キロリットルとなっている。	第１編第４章　７その他 （１）石油コンビナート 石油コンビナートが、うるま市（沖縄石油基地株式会社、沖縄ターミナル株式会社、沖縄出光株式会社）と西原町（南西石油株式会社）にある。 石油の貯蔵量は、沖縄石油基地株式会社が約 450 万キロリットル、沖縄ターミナル株式会社が約 175 万キロリットル、沖縄出光株式会社が約 20 万キロリットル、南西石油株式会社が約 107 万キロリットルとなっている。	知事公室・商工労働部意見

資料５

16	第１編第４章　７その他 （４）ガス 那覇市西に、都市ガスの製造所があり原料貯蔵として総量 132 トンの液化天然ガス（ＬＮＧ）貯槽、総量 20 トンの液化石油ガス（ＬＰＧ）貯槽が設置されている。また、ＬＰガスの出荷基地が３箇所ある。	第１編第４章　７その他 （４）ガス 那覇市西に、都市ガスの事業所があり原料貯蔵として総量 370 トンのプロパンタンクが設置されている。また、ＬＰガスの出荷基地が３箇所ある。	沖縄ガスからの意見
16	第１編第４章　７その他 【沖縄県内にある石油コンビナート等施設】  	第１編第４章　７その他 【沖縄県内にある石油コンビナート等施設】  	情報の更新

資料５

<table>
<tr>
<td>19</td>
<td>第２編第１章第１　県における組織・体制の整備
１　県の各部局における平素の業務
【県の各部局における国民保護措置に関連する平素の主な業務】
<table>
<tr><td>環境部</td><td>・廃棄物処理に関すること</td></tr>
<tr><td>生活福祉部</td><td>・災害救援用の生活必需物資に関すること
・ＮＰＯ法人・ボランティア等の情報収集に関すること
・障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</td></tr>
<tr><td>こども未来部</td><td>・児童福祉及び青少年対策に関すること
・児童その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</td></tr>
<tr><td>保健医療介護部</td><td>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること
・感染症の予防、防疫に関すること
・赤十字標章等の交付等
・水の需給についての連絡調整に関すること
・水道水の衛生確保に関すること
・高齢者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</td></tr>
</table>
</td>
<td>第２編第１章第１　県における組織・体制の整備
１　県の各部局における平素の業務
【県の各部局における国民保護措置に関連する平素の主な業務】
<table>
<tr><td>環境部</td><td>・廃棄物処理に関すること</td></tr>
<tr><td>子ども生活福祉部</td><td>・災害救援用の生活必需物資に関すること
・ＮＰＯ法人・ボランティア等の情報収集に関すること
・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</td></tr>
<tr><td>（新設）</td><td></td></tr>
<tr><td>保健医療部</td><td>・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関すること
・感染症の予防、防疫に関すること
・赤十字標章等の交付等
・水の需給についての連絡調整に関すること
・水道水の衛生確保に関すること</td></tr>
</table>
</td>
<td>県組織改編に伴う変更、こども未来部意見、危機管理課追加提案</td>
</tr>
</table>

資料５

<table>
<tr>
<td>21</td>
<td>第２編第１章第１　２県職員の参集基準等

（３）【職員参集基準】危機管理課職員が参集

(略)

（４）職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール・ビジネスチャットツール等による連絡手段を確保する。

（５）職員の参集が困難な場合の対応

<table>
<tr><td>知事公室長
(本部員)</td><td>秘書防災統括監</td><td>危機管理課長</td><td>危機管理班長</td></tr>
<tr><td>その他部長等
(本部員)</td><td>総務担当統括監</td><td>主管課長</td><td>総務担当班長</td></tr>
</table>
</td>
<td>第２編第１章第１　２県職員の参集基準等

（３）【職員参集基準】防災危機管理課職員が参

(略)

（４）職員への連絡手段の確保

県の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

（５）職員の参集が困難な場合の対応

<table>
<tr><td>知事公室長
(本部員)</td><td>秘書防災統括監</td><td>防災危機管理課長</td><td>防災危機管理班長</td></tr>
<tr><td>その他部長等
(本部員)</td><td>総務担当統括監</td><td>主管課長</td><td>総務担当班長</td></tr>
</table>
</td>
<td>県組織再編に伴う変更

所要の改正</td>
</tr>
<tr>
<td>23</td>
<td>第２編第１章第１　３国民の権利利益の救済に係る手続等

（２）国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、沖縄県公文書等の管理に関する条例等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</td>
<td>第２編第１章第１　３国民の権利利益の救済に係る手続等

（２）国民の権利利益に関する文書の保存

県は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、県公文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</td>
<td>所要の改正</td>
</tr>
</table>

資料５

23	第２編第１章第１ １～４（略） ５　医療提供体制の確保 県は、武力攻撃事態等において、保健医療福祉活動に従事する者の派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制の整備に努める。	第２編第１章第１ １～４（略） （新設）	国指針改正に合わせた変更
24	第２編第１章第２　関係機関との連携体制等の整備 県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関、ＮＰＯ・ＮＧＯ等の民間支援組織その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。	第２編第１章第２　関係機関との連携体制等の整備 県は、国民保護措置を実施するに当たり、国、他の都道府県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。	パブリックコメント意見の反映
25	第２編第１章第２ ３他の都道府県との連携 （５）近接する都道府県の間での情報共有 広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する鹿児島県をはじめ、航空機や船舶の航路のある九州各県及び山口県との間で緊密な情報の共有を図る。	第２編第１章第２ ３他の都道府県との連携 （５）近接する都道府県の間での情報共有 広域にわたる避難や救援を行う場合の避難経路、運送手段等に関し、近接する鹿児島県をはじめ、航空機や船舶の航路のある九州各県との間で緊密な情報の共有を図る	国指針改正に合わせた変更
27	(3)　ＮＰＯ・ＮＧＯ等の民間支援組織との連携 県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要に応じてＮＰＯ・ＮＧＯその他の民間支援組織との連携体制の整備に努めるものとする。	（新設）	パブリックコメント意見の反映

資料５

37	第２編第１章第５ ２　訓練 （３）訓練に当たっての留意事項 ①～⑥略 ⑦　県は、国民保護措置についての訓練や研修会等を実施する際は、指定公共機関及び指定地方公共機関に対して参加の呼びかけ等を行うよう努めるものとする。	第２編第１章第５ ２　訓練 （３）訓練に当たっての留意事項 ①～⑥略 （新設）	国指針改正に合わせた変更
38	第２編第２章　２救援に関する基本的事項 【県対策本部において集約すべき主な基礎的資料】 ○ 収容施設（避難所（長期避難住宅及び宿泊施設を含む。））として活用できる土地、建物等のリスト ・特に、長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等を把握 ○ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児等を収容する福祉避難所として活用できる社会福祉施設、宿泊施設等のリスト	第２編第２章　２救援に関する基本的事項 【県対策本部において集約すべき主な基礎的資料】 ○ 収容施設として活用できる土地、建物等のリスト ・特に、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の避難所として活用できる社福祉施設、宿泊施設等並びに長期避難住宅及び応急仮設住宅として活用できる賃貸住宅等を把握 （新設）	国指針改正に合わせた変更
40	○第２編第２章　４交通の確保に関する体制等の整備 （３）緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、確認制度の整備を図る。	○第２編第２章　４交通の確保に関する体制等の整備 （３）緊急通行車両に係る確認手続 県警察は、武力攻撃事態等において、県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認についての手続を定めるとともに、事前届出・確認制度の整備を図る。	災害対策基本法施行令改正に伴う変更
41	第２編第２章　５避難施設の指定 （１）避難施設の指定の考え方 県は、緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針及び区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	第２編第２章　５避難施設の指定 （１）避難施設の指定の考え方 県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。	国指針改正に合わせた変更

資料５

<table>
<tr>
<td>43</td>
<td>第３編第１

１生活関連等施設の把握

【施設の種類及び所管省庁】

<table>
<tr><th>国民保護法施行令</th><th>各号</th><th>施設の種類</th><th>所管省庁名</th></tr>
<tr><td>第 27 条</td><td>第３号</td><td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td><td>国土交通省</td></tr>
<tr><td>第 28 条</td><td>８号</td><td>毒薬劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</td><td>厚生労働省、農林水産省</td></tr>
</table>
</td>
<td>第３編第１

１生活関連等施設の把握

【施設の種類及び所管省庁】

<table>
<tr><th>国民保護法施行令</th><th>各号</th><th>施設の種類</th><th>所管省庁名</th></tr>
<tr><td>第 27 号</td><td>第３号</td><td>取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池</td><td>厚生労働省</td></tr>
<tr><td>28 条</td><td>８号</td><td>毒劇物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）</td><td>厚生労働省、農林水産省</td></tr>
</table>
</td>
<td>企業局・消防庁からの意見

保健医療介護部からの意見</td>
</tr>
<tr>
<td>51</td>
<td>第３編第１章　１県危機管理連絡会議等の招集及び初動措置

（１）県危機管理連絡会議等の招集等

①　武力攻撃の兆候に関する情報を入手した場合等には、情報収集と迅速な連絡体制の確保を行うため、当初は危機管理課による「担当課体制」をとるものとする。

②　住民からの通報、市町村からの連絡その他の情報により、県職員が武力攻撃事態が疑われる事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を危機管理課を通じて知事に報告するものとする。</td>
<td>第３編第１章　１県危機管理連絡会議等の招集及び初動措置

（１）県危機管理連絡会議等の招集等

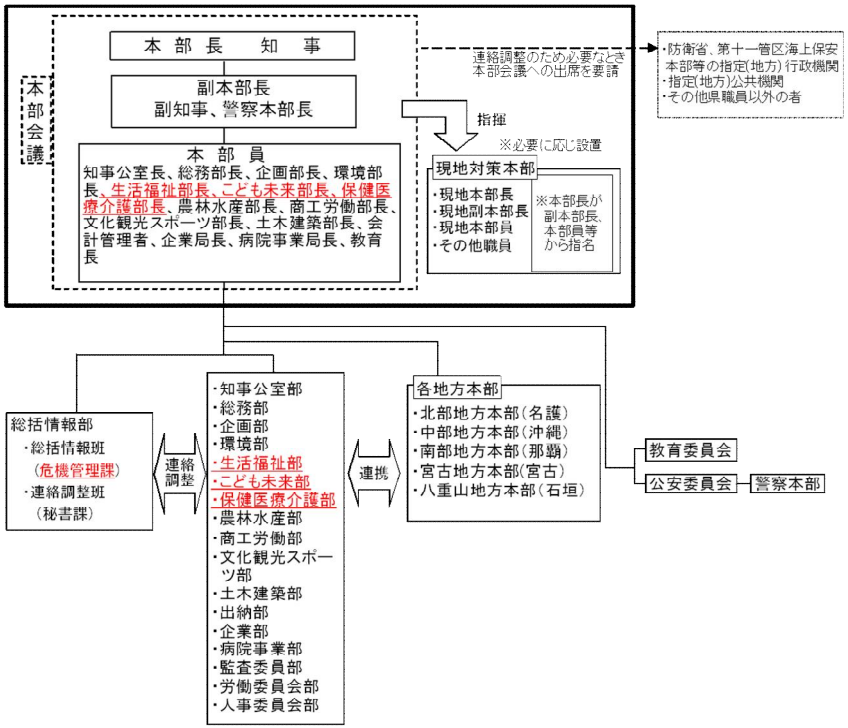
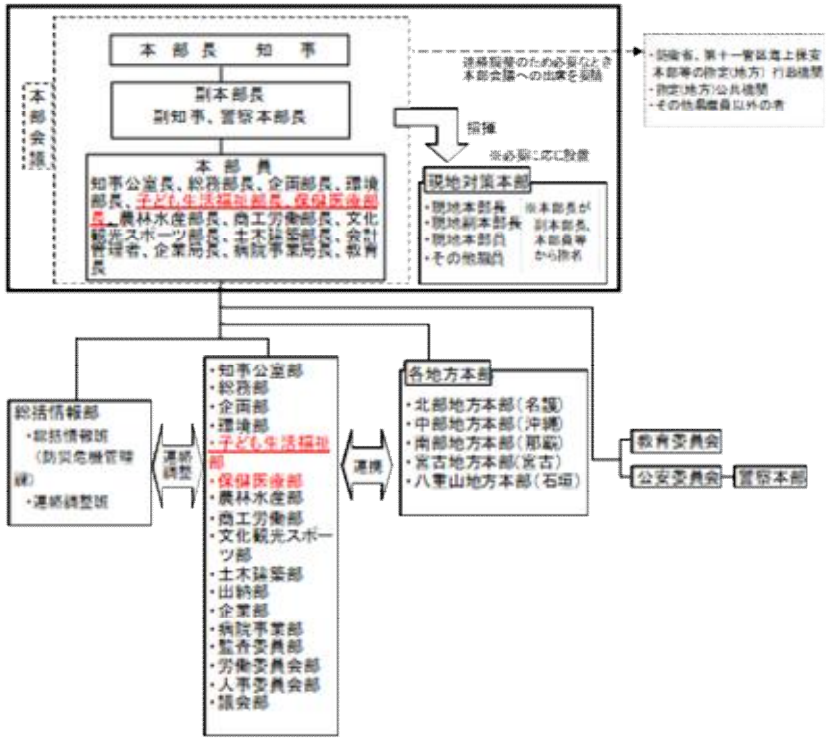
①　武力攻撃の兆候に関する情報を入手した場合等には、情報収集と迅速な連絡体制の確保を行うため、当初は防災危機管理課による「担当課体制」をとるものとする。

②　住民からの通報、市町村からの連絡その他の情報により、県職員が武力攻撃事態が疑われる事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を防災危機管理課を通じて知事に報告するものとする。</td>
<td>県組織改編に伴う変更</td>
</tr>
</table>

資料５

54	第３編第２章　１県対策本部の設置 （１）県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。 ④　県対策本部の開設 県対策本部担当者は、直ちに県対策本部を本庁舎４階講堂に開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。	第３編第２章　１県対策本部の設置 （１）県対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。 ④　県対策本部の開設 県対策本部担当者は、直ちに県対策本部を本庁舎５階危機管理センターに開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、ＦＡＸ、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。	所要の改正

資料５

55	第３編第２章　１県対策本部の設置 【県対策本部の組織構成】 	第３編第２章　１県対策本部の設置 【県対策本部の組織構成】 	県組織改編に伴う変更 消防庁からの指摘による修正(誤植)

資料５

57	第３編第２章　１県対策本部の設置 【県対策本部の各部の主な分掌事務】			第３編第２章　１県対策本部の設置 【県対策本部の各部の主な分掌事務】			国指針改正に合わせた変更・県組織改編に伴う変更 こども未来部からの意見
	環境部長	環境部長 環境企画統括監	１　がれき及び廃棄物に関すること	環境部長	環境部長 環境企画統括監	１　瓦礫及び廃棄物に関すること	
	生活福祉部	生活福祉部長 生活福祉統括監	１　被服、寝具その他生活必需品の給付及び貸与に関すること ２　県民総合相談窓口の設置に関すること ３　ボランティア総合窓口に関すること ４　避難所等の総合対策に関すること ５　生活関連物資等の価格安定に関すること	子ども生活福祉部	子ども生活福祉部長 生活企画統括監	１　被服、寝具その他生活必需品の給付及び貸与に関すること ２　県民総合相談窓口の設置に関すること ３　ボランティア総合窓口に関すること ４　避難所等の総合対策に関すること ５　生活関連物資等の価格安定に関すること	
	こども未来部	こども未来部長 こども未来統括監	１　武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関すること ２　所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること	（新設）			
	保健医療介護部	保健医療介護部長 医療介護統括監 保健衛生統括監	１　武力攻撃災害時における医療に関すること ２　救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること ３　医療関係機関・団体との連絡調整に関すること ４　感染症対策に関すること ５　医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること ６　保健衛生対策に関すること	保健医療部	保健医療部長 医療企画統括監	１　武力攻撃災害時における医療及び助産に関すること ２　救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること ３　医療関係機関・団体との連絡調整に関すること ４　感染症対策に関すること ５　医療品及び衛生材料の調達及び配分に関すること ６　保健衛生対策に関すること	

資料５

			7　飲料水の供給に関すること 8　遺体の埋葬及び処理に関すること				
労働委員会事務局	労働委員会事務局長 労働委員会事務局調整審査課長	1　部内又は他部の応援に関すること		労働委員会事務局	労働委員会事務局長 労働委員会事務局総務課長	1　部内又は他部の応援に関すること	労働委員会事務局からの意見

資料５

63	第３編第３章　３自衛隊の部隊等の派遣要請等 【自衛隊の活動内容例(例)】 危険ながれきの除去	第３編第３章　３自衛隊の部隊等の派遣要請等 【自衛隊の活動内容例(例)】 危険な瓦礫の除去	国指針改正に合わせた変更 消防庁からの意見に係る追記
68	第３編第４章第１ １　警報の通知等 （２）警報の伝達等 ②　県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（https://www.pref.okinawa.jp/）に警報の内容を掲載する。	第３編第４章第１ １　警報の通知等 （２）　警報の伝達等 ②　県は、警報の報道発表については速やかに行うとともに、県のホームページ（http：//www.pref.okinawa.jp/index.html）に警報の内容を掲載する。	所要の改正
69	○第３編第４章第１ ３　緊急通報の発令 【緊急通報の一例】 ○　留意事項 ・○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。 ・その他不審者に関する情報等があれば、沖縄県知事公室危機管理課または最寄りの警察、管区海上保安本部等、市町村、消防へ電話、ファックス、電子メール等で連絡すること。 (県危機管理課　TEL:098-894-7890　FAX:098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.lg.jp)	○第３編第４章第１ ３　緊急通報の発令 【緊急通報の一例】 ○　留意事項 ・○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。 ・その他不審者に関する情報等があれば、沖縄県知事公室防災危機管理課または最寄りの警察、管区海上保安本部等、市町村、消防へ電話、ファックス、電子メール等で連絡すること。 (県防災危機管理課　TEL:098-866-2143　FAX:098-866-3204 E-mail：aa070700@pref.okinawa.lg.jp)	県組織改編に伴う変更

資料５

73	第３編第４章第２ ２避難の指示 【避難の指示に際して調整を要する主な事項】 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ・県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ・国の対策本部長による港湾施設、飛行場施設、道路の利用指針を踏まえた対応	第３編第４章第２ ２避難の指示 【避難の指示に際して調整を要する主な事項】 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整 ・県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ・国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応	国指針改正に合わせた変更
75	第３編第４章第２ ３　避難の指示における地域特性への配慮 （１）略 （２）航空または海上による避難のための運送手段の確保等 県は、国と連携協力して指定公共機関及び指定地方公共機関をはじめとする運送事業者に対し、沖縄関連路線に係る航空機及び沖縄関連航路に係る船舶等の優先的な確保を依頼することなどにより、避難に必要な航空機、船舶、飛行場及び港湾の確保に努めるものとする。また、指定公共機関及び指定地方公共機関をはじめとする運送事業者に対して、避難住民の運送を円滑に実施するよう要請するものとする。 （３）離島における住民の避難 第３編第 13 章で定める。 （４）要配慮者の避難 県は、あらかじめ、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の避難に関する搬送手段や付添体制の整理に努め、住民を実際に避難させる必要が生じた場合においては、これらの者が適切に避難できるようにするものとする。	第３編第４章第２ ３　避難の指示における地域特性への配慮 （１）略 （新設） （２）離島における住民の避難 第３編第 13 章で定める。 （新設）	国指針改正に合わせた変更

資料５

82	第３編第５章　１救援の実施 （１）救援の実施 ①～⑤　（略） ⑥電話その他の通信設備の提供 ⑦福祉サービスの提供	第３編第５章　１救援の実施 （１）救援の実施 ①～⑤　（略） ⑥電話その他の通信設備の提供 （新設）	国指針改正に合わせた変更
83	○第３編第５章　２関係機関との連携 （１）～（３）略 （４）　事業者との連携 県は、救援を実施する際、災害時応援協定等も参考にして、事業者と連携を図るものとする。	○第３編第５章　２関係機関との連携 （１）～（３）略 （新設）	国指針改正に合わせた変更
84	第３編第５章　３救援の内容 ①収容施設の供与 ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、国が管理する施設、移動可能な施設、車両等とその用地の把握） ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮 （削除） ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・収容期間が長期にわたる場合の対応（宿泊施設の居室、長期避難住宅等（賃	第３編第５章　３救援の内容 ①収容施設の供与 ・避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握） ・仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与 ・収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設	国指針改正に合わせた変更

資料５

85	貸住宅及び公営住宅等を含む。）の空室状況の把握及び建設型応急住宅を建設する場合の用地の把握） ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応（調達が困難な場合の、国等への支援要請） ②～⑤略 ⑥電話その他の通信設備の提供 ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・聴覚障害者等への対応 ・ 通信設備の提供に係る指定公共機関及び指定地方公共機関への協力要請及び国等への支援要請 ⑦ 福祉サービスの提供 ・ 避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者に関する情報の把握 ・ これらの者からの相談対応 ・ これらの者に対する避難生活上の支援 ・ 福祉避難所の設置 ・ 福祉サービスの提供に係る国等への支援要請 ⑧ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理 ・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度）	の居室等を含む。）とその用地の把握） ・長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応 ②～⑤略 ⑥電話その他の通信設備の提供 ・収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握 ・電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整 ・電話その他の通信設備等の設置箇所の選定 ・聴覚障害者等への対応 （新設） （新設） ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	

資料５

	・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・ 応急修理の相談窓口の設置 ・ 住宅の応急修理に必要な資機材が不足し調達が困難な場合の国等への支援要請 ⑨ 学用品の給与 ・ 児童生徒の被災状況の収集 ・ 不足する学用品の把握 ・ 学用品の給与体制の確保 ・ 教科書等の給与に係る国等への支援要請 ⑩⑪（略）	・ 住宅の被災状況の収集体制（被災戸数、被災の程度） ・ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保 ・ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定 ・ 応急修理の相談窓口の設置 （新設） ⑧ 学用品の給与 ・ 児童生徒の被災状況の収集 ・ 不足する学用品の把握 ・ 学用品の給与体制の確保 （新設） ⑨⑩（略）	
106	第３編第９章　１保健衛生の確保 県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画地震・津波編第１章第 20 節に準じて、次に掲げる措置を実施する。	第３編第９章　１保健衛生の確保 県は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画基本編第２章第 20 節に準じて、次に掲げる措置を実施する。	所要の改正
107	第３編第９章　２廃棄物の処理 （２）廃棄物処理対策 県は、国が策定した「災害廃棄物対策指針」（平成 30 年環境省環境再生・資源循環局作成）及び「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	第３編第９章　２廃棄物の処理 （２）廃棄物処理対策 県は、「震災廃棄物対策指針」（平成 10 年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。	環境部意見

資料５

109	第３編第 10 章　２避難住民等の生活安定等 （２）公的徴収金の減免等 県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出または納付もしくは納入に関する期間の延期を行う。また、県税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 公的徴収金の減免等の措置の実施については、県地域防災計画地震・津波編第２章第２節に準じて行う。	第３編第 10 章　２避難住民等の生活安定等 （２）公的徴収金の減免等 県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出または納付もしくは納入に関する期間の延期を行う。また、県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 公的徴収金の減免等の措置の実施については、県地域防災計画地震・津波編第３章第２節に準じて行う。	所要の改正